資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円、利益準備金の額を二千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年五月三十日

掲載頁　九十二頁（号外第一二〇号）

平成二十六年七月十五日

大阪市住之江区南港東二丁目四番五四号

株式会社デリカ・アイフーズ

代表取締役　安部　昇市

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年七月十五日

東京都港区新橋二丁目一一番九号

株式会社はとや

代表取締役　山口　等

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年八月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年七月十五日

福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵一三一九番地

株式会社楠原製作所

代表取締役　楠原　公規

全部取得条項付種類株式取得につき株券提出公告

当社は、全部取得条項付種類株式である普通株式の全部を取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年八月十六日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年七月十五日

東京都中央区日本橋小伝馬町一七番一七号

東進ケミカル株式会社

代表取締役　松谷　眞

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小畑高之が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年七月十五日

大阪市北区梅田一―一―三―五〇〇大阪駅前第三ビル五階一〇号

日本における代表者　小畑　高之

Seamelss Inc.

限定承認公告

本籍東京都文京区千石一丁目二七番地、最後の住所東京都江東区南砂五丁目二〇番九号

ハイム南砂一〇三　被相続人　亡　稲垣　英之

右被相続人は平成二十五年十二月三十日死亡し、その相続人は平成二十六年七月三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日

埼玉県さいたま市桜区西堀二丁目二番七号

孝福荘一〇二　限定承認者　稲垣　裕子

限定承認公告

本籍福島県東白川郡塙町大字常世中野字雨谷前九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　井上　忍

右被相続人は平成二十五年十二月二十一日頃から同年十二月三十一日頃までの間死亡し、その相続人は平成二十六年七月三日福島家庭裁判所棚倉出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日

東京都立川市錦町一丁目一七番五号三多摩法律事務所

限定承認者弁上フミ成年後見人柳澤光子

代理人弁護士　田所　良平

限定承認公告

本籍東京都新宿区大久保二丁目一〇番地、最後の住所横浜市港北区岸根町四〇八番地

被相続人　亡　田中　敏彦

右被相続人は平成二十五年一月十七日死亡し、その相続人は平成二十六年七月四日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日

横浜市磯子区岡村七―三―三五

限定承認者　田中　宏和

限定承認公告

本籍香川県丸亀市北平山町二丁目六番地、最後の住所香川県綾歌郡宇多津町一七〇番地一

被相続人　亡　木村　重子

右被相続人は平成二十六年三月二十七日死亡し、その相続人は平成二十六年七月七日高松家庭裁判所丸亀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年七月十五日

奈良県葛城市疋田二四九―一一

相続財産管理人　安藤　嘉晨

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので、公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　当社発行の第一回新株予約権、第二回新株予約権、第三回新株予約権、第四回新株予約権及び第五回新株予約権のうち、行使条件を充たさなくなった者が有するもの（第一回新株予約権千個、第二回新株予約権百九十六個、第三回新株予約権百二十七個、第四回新株予約権三百七十一個、第五回新株予約権四十八個）

二、取得の日　平成二十六年七月三十日

平成二十六年七月十五日

東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号

株式会社フィナンシャル・エージェンシー

代表取締役　齋藤　正秀

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年八月二十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年七月十五日

東京都港区虎ノ門三丁目一〇番四号

株式会社ミューチュアル・リンクス

代表取締役　海保　欣司

訂正公告

平成二十六年七月九日（号外第一五四号）掲載の決算公告（枠組）中、「代表取締役　河尻　邦彦」とあるは「代表取締役　河尻　邦博」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年七月十五日

名古屋市中区千代田五丁目五番一五号

美和医療電機株式会社

代表取締役　河尻　邦博

取消公告

平成二十六年七月七日掲載の基準日設定につき通知公告は取消します。

平成二十六年七月十五日

東京都港区海岸三丁目二〇番二〇号

株式会社ジェネラルソリューションズ

代表取締役社長　和出憲一郎

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十六年六月二十五日（号外第百四十一号）公布国土交通省令第五十七号（国土交通省組織規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
六七	下		二都市の再構築	都市局の所掌事務に関する都市の再構築
平成二十六年四月十四日（号外第八十三号）消防庁告示第十七号（消防法施行令第三十六条の二第一項各号及び第二項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件の一部を改正する件）（原稿誤り）				
二五	上	一五	類するもの	類するものを定める件

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月十五日付第一五八号六月十六日付参会第一七号四

四ページ●同日付政府調達第一三一号三二ページ●四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）